

E i w a N e w s

損金算入の判断基準について

平成 21 年 4 月
(No. 045)

自由民主党が去る 3 月 31 日に「金融証券市場への追加対策」を発表し、会計上減損処理を行ったものについて、税務上損金算入する場合の判断基準を明確化すべきという内容が盛り込まれました。

そこで今回は、「投資有価証券の評価損」と「税務上の貸倒損失」の 2 点について、現時点での取り扱いを再確認していきたいと思います。

【投資有価証券の評価損】

<会計上の取り扱い>

金融商品会計基準の適用により、株式の時価が 50%以上下落している場合には、合理的に“回復の見込みがある”ことを反証しない限り、減損処理を行わなければなりません。

その他、30%以上 50%未満下落している銘柄についても、回復可能性を判断した上で減損処理を行うかどうか検討することになります。

<税務上の取り扱い>

上記のように保守的な取り扱いを行う会計に対し、税務では、

- ・時価が帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回っていること
- ・近い将来その価額の“回復が見込まれない”こと

を評価損を計上するための要件としており、会計より厳しいスタンスであると言えます。

また、要件のうち最も重要な部分である「回復可能性の有無」について客観的な判断基準が示されていないため、評価損の損金算入をためらう企業も多く、判断基準の明確化が望まれるところです。

(会計と税務の違い)

下落率	会 計	税 務
30%以上 50%未満	回復可能性により検討	損金算入不可
50%以上	回復可能性が <u>ある</u> ことを証明しない限り減損処理	回復可能性が <u>ない</u> ことを証明しない限り損金算入不可

【税務上の貸倒損失】

貸倒損失が税務上損金として認められる場合には、以下の3つがあります。

①法的に債権が消滅している場合（法人税基本通達9-6-1）

金銭債権のうち、会社更生法や民事再生法等の決定により切り捨てられることとなった部分の金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において、貸倒れとして損金の額に算入します。

②全額を回収できないことが明らかな場合（法人税基本通達9-6-2）

債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかなった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。

③一定期間取引停止後弁済がない場合（法人税基本通達9-6-3）

継続的な取引を行っていた債務者について、その資産状況・支払能力等が悪化し、その後の取引を停止した場合など一定の場合には、当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額について、貸倒れとして損金経理をすることができます。

このうち、②の「全額を回収できないことが明らかな場合」について、明確な判断基準が定められておらず、実務上は、できる限りの回収努力や追跡調査を行ったという資料を残しておくことが税務調査に対応する際に求められます。

証拠資料を書面で残しておくことが、貸倒れの処理を行うための重要なポイントになってきますので、該当する取引先がある場合には充分ご注意ください。

以上、「投資有価証券の評価損」と「税務上の貸倒損失」についてご説明いたしました。

疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。